

陳 情 番 号	陳情第1号
件 名	組織的な嫌がらせ犯罪の啓蒙活動に関する陳情
受付年月日	令和2年11月24日
回付委員会	厚生委員会
<p>(陳 情 要 旨)</p> <p>近年、組織的な嫌がらせ犯罪（以下「集団ストーカー犯罪」という。）が全国的に横行しており、社会問題となっている。</p> <p>集団ストーカー犯罪とは、一個人に対して不特定多数の集団が、悪評や風評の流布、付きまとい、盗聴、盗撮、監視行為、プライバシーの侵害等の嫌がらせを行う犯罪のことである。また、企業内でのパワーハラスメント、学校でのいじめ問題もこの集団ストーカー犯罪と深く関係している。</p> <p>日本ではまだ一部のマスコミにしか取り上げられていないが、欧米ではテレビでも報道されている犯罪であり、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランスなどの国では、ハラスメントやストーカー行為に関して既に法制化もされている。海外では集団ストーカー犯罪は広く認知されている犯罪である。</p> <p>この犯罪は被害者を自殺まで追い詰めることもある凶悪な犯罪であり、この犯罪に苦しむ被害者が数多くいる。集団ストーカー犯罪は市民に対する重大な人権侵害である。</p> <p>岐阜県においては、条例が改正（岐阜県迷惑行為防止条例（令和2年4月1日施行））されたところであるが、県民への十分な周知がなされているとは言い難い。</p> <p>このような状況を鑑み、防犯安全対策の一環として、集団ストーカー犯罪撲滅推進のため、以下4点の「組織的な嫌がらせ犯罪の啓蒙活動」を岐阜市の取組として促進することを陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多くの方に集団ストーカー犯罪を啓蒙するパンフレットやチラシ等を作成し、配布または回覧すること。（公共施設へのチラシボックス設置、学校、役場、自治会、町内会などへの印刷物の配布または回覧等） 2 都道府県の公共施設に集団ストーカー犯罪を啓蒙するポスターを掲示すること。 3 警察関係者と市民が協力して集団ストーカー犯罪を啓蒙する活動イベントを開催すること。（交通安全のような活動イベント） 4 集団ストーカー犯罪の電話対策室を設置すること。 <p style="text-align: right;">（資料掲載略）</p>	
結 果	令和3年3月23日 内容を了知する。